

AP ハウス規程

2015年 3月18日

規程第1052号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、立命館アジア太平洋大学学則第33条にもとづき、寄宿舍の利用について必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 本大学の寄宿舍として、APハウス 1、APハウス 2、APハウス 3 および APハウス 4 (以下総称する場合「APハウス」という。) を置く。

(管理)

第 3 条 APハウスの運営および管理の責任者は学生部長とし、日常管理および事務の責任者はスチューデント・オフィス課長とする。

2 APハウスの運営に関する事項は、学生委員会で審議し、学生部長が決定する。

(入寮者)

第 4 条 APハウスに入寮できる者は、次の各号の者とする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院生
- (3) 特別聴講学生
- (4) 科目等履修生
- (5) 客員研究員
- (6) その他本大学が実施する長期のプログラムに参加する者または協定にもとづき受け入れた者

2 前項にかかわらず、空き室がある場合には、次の者が31日以内の短期滞在する場合に限り、入寮を認める場合がある。

- (1) 本大学のプログラム等に参加する者
- (2) 学校法人立命館の教職員
- (3) その他学生部長が必要と認めた場合

(入寮の指定)

第 4 条の 2 学部の国際学生は、入学より 1 年間、APハウスに入寮しなければならない。ただし、学生部長が、入寮を要しないと認める場合はこの限りでない。

(入寮許可)

第 5 条 APハウスの入寮を希望する学生は、所定の申請書を提出しなければならない。

2 APハウスの入寮者は、次の順で優先して選考を行い、学生部長がこれを許可する。

- (1) APハウス 1 および APハウス 2

イ 学部の国際学生

ロ レジデント・アシスタント

ハ 学生のうち身体的事情等特別な理由により入寮が適切だと学生部長が判断した者

ニ 学部の国内学生の入寮希望者のうち、入学試験で成績優秀な者

ホ その他学生部長が認めた学生

(2) APハウス3

イ 学生のうち身体的事情等特別な理由により入寮が適切だと学生部長が判断した者

ロ 特別聴講学生または科目等履修生

ハ 学部の1回生以外の学生のうち、他の希望者に先んじて申請書を提出した者

ニ その他学生部長が認めた学生

(3) APハウス4

イ 特別聴講学生

ロ 大学院生

ハ レジデント・アシスタント

ニ 学生のうち身体的事情等特別な理由により入寮が適切だと学生部長が判断した者

ホ 学部の1回生以外の学生のうち、他の希望者に先んじて申請書を提出した者

ヘ その他学生部長が認めた学生

3 入寮を許可された者は、所定の期間内に、入寮誓約書を提出しなければならない。

4 入寮を許可された者は、入寮期間の開始日から14日以内に入寮しなければならない。ただし、やむをえない理由があると認められるときはこの限りではない。

(入寮期間)

第6条 入寮期間は、1年間とする。

(入寮の更新)

第6条の2 入寮期間満了後更に入寮を希望する者は、改めて所定の申請書を提出し、学生部長の許可を得なければならない。ただし、APハウス1およびAPハウス2については、更新できない。

2 前項にもとづき更新する場合の上限は、次の各号のとおりとする。

(1) 学部学生 在学期間

(2) 大学院生 在学期間

(3) 特別聴講学生、科目等履修生および客員研究員 その身分を有する期間

3 第4条第1項第6号の資格にもとづく入寮者が、第1項にもとづき更新する場合の上限は、在学期間またはその身分を有する期間とする。

4 第2項第1号にかかわらず、身体的事情等特別な理由で入居する学生の第1項にもとづき更新する場合の上限は、在学期間とする。

5 第2項にかかわらず、レジデント・アシスタントが第1項にもとづき更新する場合の上限は、当該レジデント・アシスタントの期間とする。

第7条 削除

(納付金)

第8条 APハウス1、APハウス2の入寮者は、別表1に定める住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料を納入しなければならない。

2 APハウス3の入寮者は、別表2に定める住居費および共益費・上下水道費・備品レンタル費を納入しなければならない。

3 APハウス4の入寮者は、別表3に定める住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料を納入しなければならない。

ない。

4 前3項にかかわらず、新たに入寮する者は、入寮費、敷金に加え、別表4に定める月数分の住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料(ただし、APハウス3においては、住居費および共益費・上下水道費・備品レンタル費)を、入寮時に納入しなければならない。

5 第1項および前項にかかわらず、APハウス1、APハウス2のレジデント・アシスタントは、次の各号の場合に応じ当該各号に定める納付金を免除する。

- (1) 引続き入寮する者がレジデント・アシスタントになる場合 住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料
- (2) レジデント・アシスタントとして新たに入寮する場合 敷金、住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料

(改定)

第8条の2 物価等の騰貴、経費の増加、その他の事由により住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料(ただし、APハウス3においては、住居費および共益費・上下水道費・備品レンタル費)が不相当となったときには、これらの納付金を改定することがある。この場合において、入寮者は、入寮許可期間内であっても新たに定められた金額を納めるものとする。

(短期滞在者の利用料)

第8条の3 前条にかかわらず、第4条第2項に定める短期滞在者の利用料は、次のとおりとする。

- (1) APハウス1、APハウス2およびAPハウス4

別表1または別表3の区分に応じて、1ヶ月分の住居費、共益費、水光熱費を滞在日数で除した額を100円単位で切り上げた金額に寝具レンタル料を加算した金額

- (2) APハウス3

別表2の区分に応じて、1ヶ月分の住居費、共益費・上下水道費・備品レンタル費を滞在日数で除した額を100円単位で切り上げた金額

2 前項にかかわらず、第4条第2項第2号の教職員の利用にかかる短期利用者の利用料は、これを徴収しない。

(納入期日)

第9条 入寮者は、別表1、別表2または別表3に定める当該月分の納付金を、当月の末日までに納入しなければならない。

2 前項にかかわらず、新たに入寮する者は、入寮の日までに、第8条第4項に定める納付金を納入しなければならない。

3 退去する者は、各月の15日以前に退去するときは、当該月分の納付金の2分の1を当月の末日までに、各月の16日以降に退去するときは当該月分の納付金の全額を、当月の末日までに納入しなければならない。

(納付金の返還)

第10条 既に納めた納付金は、第19条で定める場合を除き、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入寮前に入学手続きの取消を願い出た場合、または在留資格認定証明書もしくは入国査証が不交付になった場合、返還に必要な実費を差し引いた額を返還することがある。

(施設保全の義務)

第11条 入寮者は、APハウスの施設、設備等の使用については、その保全に努めると共に、火災その他の災害の防止および保健衛生に留意し、快適な居住環境の確保に努めなければならない。

(利用規則遵守の義務)

第12条 入寮者は、学生部長が定めるAPハウス利用規則を遵守しなければならない。

(賠償義務)

第13条 入寮者が故意または過失により建物または付属施設・備品等を破損または滅失したときは、学生部長は当該入寮者に対して弁償を求めることができる。

2 天災、地震、火災、盗難その他の大学の責に帰することができない事由によって生じた入寮者の損害については、大学は一切賠償の責を負わないものとする。

(立入点検)

第14条 大学は、管理運営上必要がある場合は事前に入寮者の承諾を得て、いつでも居室内に立入点検および修理その他適宜の措置を行うことができる。ただし、火災、盗難その他緊急の場合で入寮者の事前の承諾を得ることができない場合は、事後速やかに連絡することとする。

(入寮許可の取消)

第15条 学生部長は、入寮を許可された者が、第5条第3項から第6項までに定める入寮の手続きを所定の期日までに完了しないときは、入寮の許可を取消することができる。

2 前項にもとづき入寮の許可を取消されたことにより生じた損害については、大学はその責任を負わない。

(退去)

第16条 入寮者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なくAPハウスから退去しなければならない。

- (1) 入寮期間が満了したとき
- (2) 留学、休学、除籍または退学に該当するとき
- (3) 第4条に定める入寮資格を失ったとき
- (4) 寮費2ヶ月分を滞納し、指導に従わなかったとき
- (5) 第13条第1項に定める求償に応じないとき
- (6) 第12条に定めるAPハウス利用規則の退去の基準に該当したとき

(退去手続)

第17条 入寮者が退去するときは、次の各号に定める手続によるものとする。

(1) 入寮者が入寮期間満了となる日を含む月に退去するときは、学生部長に対して退去の1カ月前までに退去届を提出するものとする。

(2) 入寮者が入寮期間満了となる日を含む日より前に退去しようとするときは、学生部長に対して退去の1カ月前までに退去願を提出し、その承認を得るものとする。

2 前条に該当し、且つ前項の退去届または退去願を提出しない場合は、学生部長は即時退去を命じることができ、命令を受けた者は即時退去しなければならない。

(退去時の点検)

第18条 入寮者が退去するときは、学生部長が指定する者の点検を受け、その結果修繕が必要な場合は修繕費を負担しなければならない。

(退去時の納付金の返還)

第19条 敷金については、退去月の翌月末までに返還する。ただし、住居費、共益費、水光熱費、寝具レンタル料もしくは共益費・上下水道費・備品レンタル費の滞納または修繕経費がある場合は、これを精算した残額を返還することとする。

2 退去する日が属する月の月額納付金を納入している場合であって、退去する日が各月の15日以前の場合、その2分の1を退去月の翌月末までに返還する。ただし、退去する日が各月の16日以降の場合は返還しない。

3 退去する日が属する月より後の月の月額納付金を前もって納入している場合、次の時期に返還する。

(1) 返還額が2ヶ月分以内の場合、退去月の翌月末までに一括して返還

(2) 返還額が2ヶ月分を超える場合、退去後の住居に充てる費用として、月額相当を毎月返還

4 前項第2号にかかわらず、学生部長がやむをえない事情があると認める場合は、一括して返還することがある。

5 前3項にかかわらず、第8条第5項第1号に定める者であって、立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程第12条第4項に該当するものは、第8条第4項にもとづき納入した納付金のうち、レジデント・アシスタントとして入寮した6ヶ月分を退去月の翌月末までに返還する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるものの他、APハウスに関して必要な事項は、学生部長がAPハウス利用規則に定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 この規程の制定により、立命館アジア太平洋大学APハウス規程(1999年12月10日規程第413号)、立命館アジア太平洋大学APハウス管理運営内規(1999年12月10日例規第108号)および立命館アジア太平洋大学APハウス運営委員会規程(1999年12月10日規程第414号)を廃止する。

附 則 (2016年3月2日 APハウス4の設置に伴う一部改正)

1 この規程は、2016年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2016年3月31日以前から引続き入寮する学生については、従前の例による。ただし、2016年3月1日から2016年3月31日までの期間に新しく入寮する者は、除く。

3 第1項にかかわらず、2016年4月1日から2017年3月31日までの期間に交換留学により入寮する特別聴講学生および科目等履修生については、改正後の第8条別表3にかかわらず、次のとおりとする。

入寮費 (入寮時)	住居費 (月額)	水光熱費 (月額)
30,000 円	30,000 円	実費

附 則 (2018年2月14日 APハウス1およびAPハウス2の住居費、レジデント・アシスタントの費用の変更等に伴う一部改正)

1 この規程は、2019年3月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2019年2月28日以前から引続き入寮する者については、なお従前の例による。

別表 1 APハウス 1、2 (入寮費、住居費、共益費、水光熱費、寝具レンタル料、敷金)

区分	入寮費 (入寮時)	敷金 (入寮時)	住居費 (月額)	共益費 (月額)	水光熱費 (月額)	寝具 レンタル料 (月額)
国際学生および国内学生 海外からの特別聴講学生(入寮 期間が2ヶ月以上の場合) 海外からの科目等履修生(入寮 期間が2ヶ月以上の場合) 国内からの科目等履修生	32,000円	98,000円	39,000円	3,000円	5,000円	2,000円
海外からの特別聴講学生(入寮 期間が2ヶ月未満の場合) 海外からの科目等履修生(入寮 期間が2ヶ月未満の場合) 本大学と立命館大学との学生交換 協定または本大学と国際教養大学 との学生交換協定にもとづき受け 入れた特別聴講学生	16,000円	徴収 しない	39,000円	3,000円	5,000円	2,000円

別表 2 APハウス 3 (住居費、共益費、上下水道費、備品レンタル費、敷金)

区分		敷金 (入寮時)	住居費 (月額)	共益費・上下水道費・ 備品レンタル費 (月額)
個室タイプ	国際学生	78,000円	21,000円	7,000円
	国内学生	98,000円	21,000円	7,000円
シェアタイプ	国際学生	78,000円	15,000円	7,000円
	国内学生	98,000円	15,000円	7,000円

別表 3 APハウス 4 (入寮費、住居費、共益費、水光熱費、寝具レンタル料、敷金)

区分	入寮費 (入寮時)	敷金 (入寮時)	住居費 (月額)	共益費 (月額)	水光熱費 (月額)	寝具 レンタル料 (月額)
正規学生	33,000円	98,000円	37,000円	3,000円	7,000円	2,000円
非正規学生	33,000円	徴収しない	47,000円	3,000円	7,000円	2,000円

別表4 入寮時初回納入分の住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料の月数

入寮者	入寮開始	納入する寮費 (入寮費および敷金を除く)
(1) 立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程第12条第4項に該当する者	3月16日～4月15日	11ヶ月分
	9月16日～9月30日	11.5ヶ月分
	10月1日～10月15日	11ヶ月分
(2) 新入生のうち立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程第12条第4項に該当しない者	3月16日～4月15日	2ヵ月分(4、5月分)
	9月16日～9月30日	1.5ヵ月分(9月半月分、10月分)
	10月1日～10月15日	1ヵ月分(10月分)
(3) 特別聴講学生、科目等履修生	募集時の募集要項に記載	入寮予定の期間に相当する月数
(1)(2)(3)以外の者	募集時の募集要項に記載	2ヵ月分。ただし、入寮日が16日から月末までのときは、1.5ヵ月分。